

公害紛争の迅速・適正な解決

公害とは

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この①から⑦までの7種類は、“**典型7公害**”と呼ばれています。

公害紛争処理の対象は、これらの公害に関係する紛争です。例えば、低周波音による紛争も騒音・振動に関係するものと考えられる場合は、対象になります。

また、「相当範囲にわたる」については、ある程度の広がりがあれば、被害者が1人の場合でもこの制度の対象となりますが、単なる相隣関係の問題については、対象とならないこともあります。

典型7公害

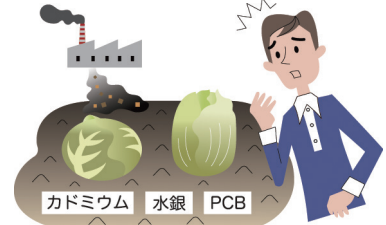
①大気汚染



②水質汚濁



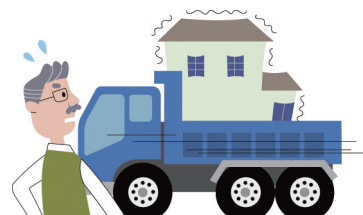
③土壌汚染



④騒音



⑤振動



⑥地盤沈下



⑦悪臭

